

平成23年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名	要保護児童生徒援助費補助等		担当部局庁	初等中等教育局 スポーツ・青少年局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和34年度		担当課室	児童生徒課 学校健康教育課		児童生徒課長 白間 竜一郎 学校健康教育課長 平下 文康		
会計区分	一般会計		施策名	II-8 教育機会の確保のための特別な支援づくり				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	学校教育法第19条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励につ いての国の援助に関する法律		関係する計画、 通知等	要保護児童生徒援助費補助金交付要綱 教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について、学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に対し、国が必要な援助をあたえることとし、もって小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	学校教育法では、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者)に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」(同法第19条)とされており、市町村が要保護者に対して就学援助を行う場合、これに要する経費の1/2を国が補助するものである。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	713	728	704	699	793	
		補正予算	0	0	0	0		
		繰越し等	0	0	△3	3		
		計	713	728	704	702	793	
	執行額	626	657	692				
執行率(%)	87.8%	90.2%	98.7%					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	全国自治体数のうち、本補助金活用自治体の割合 (本補助金活用自治体数/4/1付け全国自治体数)		成果実績	自治体数	1,198/1,793	1,295/1,777	1,219/1,727	
			達成度	%	67%	73%	71%	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	本補助金を活用する旨の通知回数		活動実績 (当初見込み)	回数	1回	1回	1回	— () ()
単位当たり コスト	補助1件あたりのコスト 500,000(円/補助件数)		算出根拠	単位当たりコスト=平成22年度補助決算額609,749千円/補助団体 1,219団体				
平成 23 ・ 24 年度 予算 内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	要保護児童生徒援助費補助金 (学用品費等)	615百万円	696百万円					
	要保護児童生徒援助費補助金 (医療費等)	84百万円	97百万円					
	計	699百万円	793百万円					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	-	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>経済的理由により就学困難となる児童生徒数は増加傾向にあり、今後とも、学校教育法の規定により市町村が行う就学援助に対し、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の規定により、補助を実施していく必要がある。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>1. 事業評価の観点：この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について、学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であり、長期継続事業の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見：この事業については、昭和34年度から行われている長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持向上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において見直しの余地は無く、現在の事業内容を引き続き維持すべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

文部科学省
609百万円

A. 都道府県47機関
609百万円

(要保護児童生徒援助費補助金の支出)

※法令に基づき、国にかわって補助事業者への支出を行うものであり、都道府県において物品調達等は行っていない。

【補助】

B. 市区町村1,219機関
609百万円

(要保護児童生徒への就学援助の実施)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について
 記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

A.大阪府			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	要保護児童生徒援助費補助金の支出	99			
計		99	計		0
B.大阪市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	要保護児童生徒に対する学用品費等補助	36			
補助金	要保護児童生徒に対する医療費等補助	1			
計		37	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.要保護児童生徒援助費補助金の支出

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪府	要保護児童生徒援助費補助金の支出	99	-	-
2	北海道	要保護児童生徒援助費補助金の支出	67	-	-
3	東京都	要保護児童生徒援助費補助金の支出	54	-	-
4	神奈川県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	45	-	-
5	福岡県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	36	-	-
6	兵庫県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	35	-	-
7	京都府	要保護児童生徒援助費補助金の支出	26	-	-
8	埼玉県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	25	-	-
9	愛知県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	18	-	-
10	千葉県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	17	-	-

B.要保護児童生徒に対する就学援助の実施

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	要保護児童生徒に対する就学援助の実施	37	-	-
2	札幌市	要保護児童生徒に対する就学援助の実施	29	-	-
3	京都市	要保護児童生徒に対する就学援助の実施	20	-	-
4	横浜市	要保護児童生徒に対する就学援助の実施	19	-	-
5	神戸市	要保護児童生徒に対する就学援助の実施	18	-	-
6	広島市	要保護児童生徒に対する就学援助の実施	17	-	-
7	名古屋市	要保護児童生徒に対する就学援助の実施	11	-	-
8	堺市	要保護児童生徒に対する就学援助の実施	11	-	-
9	東大阪市	要保護児童生徒に対する就学援助の実施	10	-	-
10	福岡市	要保護児童生徒に対する就学援助の実施	9	-	-

*本件は補助事業